第３条)。金融分野における個人情報取扱事業者が法施行前に行った与信事業に際して、個人信用情報機関への提供についての同意を本人から得ている場合、加入資格に関する当該機関の規約等及び会員企業名の公表は法の施行前に実施されることが適当である。

第14条　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条及び施行令第５条関連）

金融分野における個人情報取扱事業者は、法第24条に従い、保有個人データに関し、利用目的、開示等の手続等の同条第１項各号に掲げる事項を本人の知り得る状態に置かなければならない。

「本人の知り得る状態」とは、本人が知ろうと思えば知ることができる状態をいい、事業者の金融商品の販売方法等の事業の態様に応じて適切な方法による必要があり、継続的な公表として、例えば、第23条に定める「個人情報保護宣言」と一体としてインターネットのホームページでの常時掲載を行うこと、又は事務所の窓口等での常時掲示・備付けを行うこと等が考えられる。

なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、法第24条第１項第２号に定める「すべての保有個人データの利用目的」の内容として、その旨を記載しなければならない。

第15条　開示（法第25条関連）

金融分野における個人情報取扱事業者は、法第25条に従い、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、保有個人データを開示しなければならない。ただし、同条第１項各号に従い、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことができる。

①　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②　当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（例）

・　与信審査内容等の個人情報取扱事業者が付加した情報の開示請求を受けた場合

・　保有個人データを開示することにより評価・試験等の適正な実施が妨げられる場合

・　企業秘密が明らかになるおそれがある場合

なお、開示すべき保有個人データの量が多いことのみでは②に該当しない。

③　他の法令に違反することとなる場合

（例）

・　犯罪収益移転防止法第９条第２項（顧客への届出事実の漏えい）

金融分野における個人情報取扱事業者が法第25条第１項各号の規定に基づき、求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して遅滞なく説明を行うこととする。

第16条　訂正等(法第26条及び施行令第６条関連)

金融分野における個人情報取扱事業者は、法第26条に従い、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。)を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

訂正等を行った場合、又は訂正等を行わないこととした場合は、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行った場合は､その内容を含む。)を通知しなければならない。

なお、金融分野における個人情報取扱事業者が訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

第17条　利用停止等（法第27条関連）

１　金融分野における個人情報取扱事業者は、法第27条第１項に従い、本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第16条の規定に違反して取り扱われているという理由又は法第17条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

２　金融分野における個人情報取扱事業者は、法第27条第２項に従い、本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第23条第１項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

３　金融分野における個人情報取扱事業者は、法第27条第１項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は同条第２項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく､その旨(本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。)を通知しなければならない。

第18条　理由の説明（法第28条関連）

金融分野における個人情報取扱事業者は、法第24条第３項、法第25条第２項、法第26条第２項又は法第27条第３項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示し､その理由を説明することとする。

第19条　開示等の求めに応じる手続（法第29条、施行令第７条及び施行令第８条関連）

１　金融分野における個人情報取扱事業者は、法第29条に従い、開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合には、第23条に定める「個人情報保護宣言」と一体としてインターネットのホームページでの常時掲載を行うこと、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。

２　法第29条第３項及び施行令第７条第３号に基づき、開示等の求めをする者が本人又は施行令第８条に規定する代理人であることの確認の方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認手続とするよう留意することとする。

なお、施行令第８条第２号の代理人による開示等の求めに対して、事業者が本人にのみ直接開示等することは妨げられない。

第20条　手数料（法第30条関連）

金融分野における個人情報取扱事業者は、法第30条に従い、手数料を徴収する場合には、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測に基づき、合理的な手数料額を算定する等の方法により、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において手数料の額を定めなければならない。

第21条　個人情報取扱事業者による苦情の処理（法第31条関連）

１　金融分野における個人情報取扱事業者は、法第31条に従い、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

２　金融分野における個人情報取扱事業者は、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる従業者への十分な教育・研修など、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。

第22条　漏えい事案等への対応（基本方針関連）

１　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、監督当局に直ちに報告することとする。

２　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。

３　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。

第23条　個人情報保護宣言の策定（法第18条、法第24条及び基本方針関連）

１　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性にかんがみ、事業者の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。本ガイドラインにおいて「個人情報保護宣言」という。)を策定し、例えば、次に掲げる内容をインターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表することとする。